

申請者の皆様へ

## 史跡現状変更等許可申請書について

明和町 斎宮跡・文化観光課

平素は、町政ならびに文化財行政にご協力いただき、ありがとうございます。

国史跡斎宮跡内にて現状変更行為を実施する際は、事前の国（文化庁）または県教育委員会からの許可が必要です。

### 1. 史跡内における現状変更行為について

〈現状変更にあたる行為〉

- ・建物の解体、建築　・浄化槽の除却、設置、給排水管工事
- ・外構工事（ブロック積、土間コンクリート、カーポート、フェンス等の除却、設置等）
- ・太陽光発電設備の設置　・電柱等の建替え　・その他、地下遺構に影響を与える行為

### ※注意

異なる現状変更内容で過去に許可が下りている場合でも、新たに申請が必要です。

〈例〉

- ・過去に住宅建築で許可を得て工事を完了した場所に追加で土間コンクリートを敷設する
- ・過去に発掘調査が実施されている場所で現状変更を行う

### 2. 申請書類について

事前に下記の事項を参考に必要事項を記入のうえ、必要書類を当課まで提出していただきますようお願いいたします。

#### 史跡現状変更等許可申請書 4部

史跡内で現状変更行為を行う場合、事前の提出が必要です。（文化財保護法第125条第1項の規定による）

〈記入内容〉

- 1～3. 記入不要
4. 土地所有者の氏名または名称、住所を記入
5. 土地所有者と同じ場合は「同上」とご記入ください
6. 7. 記入不要
8. 1枚目記入の申請者名、住所と同じ内容でご記入ください
9. 現状変更行為を行う理由についてご記入ください。必要性がわかる内容でお願いいたします。
10. 工事内容を簡潔にご記入ください

11. 記入不要
12. 着手予定については右側に「許可下り次第」とご記入ください  
終了予定についてはすべての工事工程が終了する予定時期をご記入ください  
※ご記入いただいた「許可日～終了予定」が許可期限となります。許可期限を過ぎた場合、期間変更届もしくは再度許可申請を提出していただくこととなりますので、余裕をもった期間で記入していただることを推奨しております。記載の終了予定より早く終了しても問題ございません。
13. 現状変更行為を行う地番をご記入ください（小字含む）
14. 決まっていない場合は「未定」等とご記入ください
15. 必要があればご記入ください

#### 承諾書①（所有者に関する） 1部

史跡現状変更等許可申請書を提出していただく際、申請者が土地所有者と異なる場合のみ必要です。

#### 承諾書②（調査・出土遺物等に関する） 1部

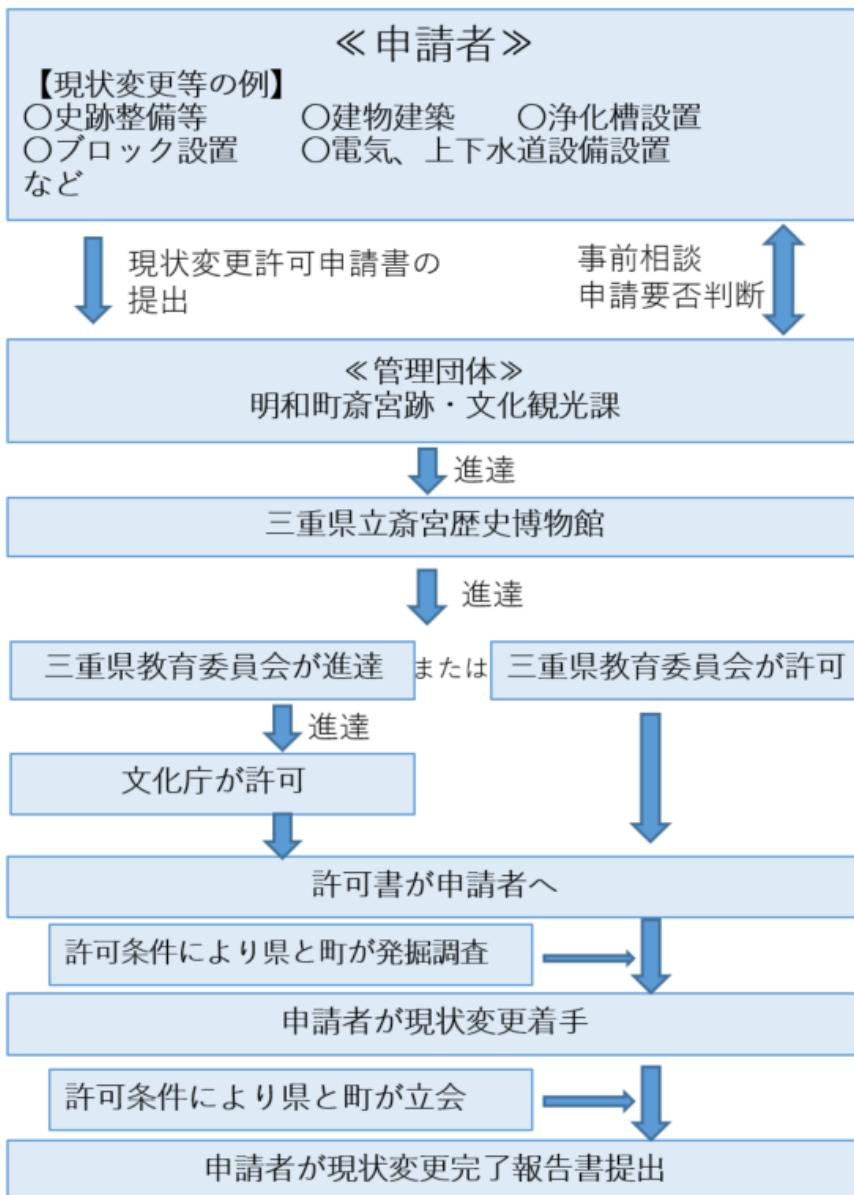
史跡現状変更等許可申請書を提出していただく際、必ず提出が必要です。

#### 図面類

- 申請書と併せて、以下の図面等の提出をお願いいたします。
- ・**現況写真**…施工場所を二方向以上から撮影したもの。撮影方向について「北から」等と記載をお願いいたします。
  - ・**位置**…工事を行う場所がわかる地図
  - ・**設計図**…立面図、平面図、基礎断面図、とくに掘削を伴う工事内容のものは余掘りを含めた掘削範囲・深度がわかるよう数値が記載されているもの。
  - ・**浄化槽図面**…埋設する浄化槽の規格がわかるもの（浄化槽埋設工事の場合）
  - ・**その他設置物の図面**…カーポート、コンクリートブロック積など

#### 3. 完了報告

工事完了後、完了報告書の提出が必要です。  
完了状況がわかる写真を併せて斎宮跡・文化観光課まで4部ご提出ください。



国（文化庁）許可の内容については、文化庁で行われる審議会が月に一回のため、提出が遅れると翌々月の許可となる場合がございます。町への提出から許可までのスケジュールについて事前にご相談いただくほか、早めの書類の準備、提出をお願いいたします。

以上の申請書類は明和町ホームページよりダウンロードが可能です。

申請内容により必要な書類が異なり、事前協議が必要な場合もございますので、明和町役場斎宮跡・文化観光課（TEL 0596-63-5315）までご相談ください。

明和町ホームページ→



史跡斎宮跡 指定範囲（牛葉・竹川・中町・坂本・北野・斎王地区内）

